

日赤基金から年金を受給されている方へ

令和3年1月から現況届は送付されず、
提出は原則「不要」となります。

年金を受給されている方には受給要件の確認（生存確認）をするため、年に一度、誕生月に現況届の提出をいただいていた。

この度、年金受給者の負担軽減等を目的に、新たな方法で生存確認を実施し、現況届の提出を原則「不要」とします。

年金受給者現況届

姓	名	フリガナ	生	年	月	日	出生	日	その他
住所									
電話番号									
氏名									
フリガナ									
代理人									
氏名									
フリガナ									
電話番号									

※1 受給者の権利にあなた様が自らご記入（ご署名）できないため、経理等の方が代理で記入される場合は、受給者の権利をもちくご記入の上、「代理人署名欄」に代理人の方の氏名及び住所等をご記入（ご署名）ください。（ご署名は不要です）

開始時期	令和3年1月から
対象	すべての年金受給者（例外有 ※1）
確認方法	当基金が住基ネット（※2）からデータ提供を受け、年金受給者の生存確認をします。
年金支給	住基ネットで生存の確認ができた場合は、年金の支給を継続します。一方、受給者の死亡が確認された場合は年金支給を差し止め、ご遺族へ年金失権等のお手続きを依頼します。



来年1月からは
住基ネットによって生存確認
を行うので、現況届の提出は必要
ありません。（※1）

足腰が痛くて、
ポストまで郵便物を出しに
行くのも面倒になってきた
から助かるなあ。



タテヤスシ
健井 康

【重要】

- ▶ 令和2年12月までは現況届により生存確認を行います。ご自宅に届いた現況届は必ずご提出ください。現況届未提出の場合、年金の支給を差し止める場合があります。
- ▶ 令和3年1月から原則、現況届は送付しません。
- ▶ 住所・氏名などの変更届や死亡届はこれまでどおり提出いただく必要があります。

- ※1 住基ネットで生存確認ができない方には、個別にお知らせします。また、その場合は生存確認方法はこれまでどおり、現況届で行います。
- ※2 住民基本台帳ネットワークシステムの略称で、全国の市区町村が個々に管理する住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの）を専用回線で結び、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。当基金は情報収集等業務委託契約を締結している企業年金連合会を経由して、住基ネットから現況確認対象者の情報提供を受けます。



日赤年金コールセンター

〒270-1176 千葉県我孫子市柴崎台1丁目14番1号 富士ソフトビル2F



0570-000535

※通話料金はご負担いただきます。

※ご案内時間：平日午前9時～午後5時（年末年始12月29日～1月3日を除く）

ご質問など
こちらにおかけ
ください

